

騒音・振動、臭気的目標値

現在の施設にかかる協定書には、公害防止基準値として、表-1の内容が設定されています。

今回は、騒音・振動、臭気について検討します。

排水について、現在は排水浄化センターで処理し、鶴見川に放流しているため、東京都公害防止条例（現在は、東京都環境確保条例）の規制がかかっています。

しかし、新たな施設では、排水を公共下水道に放流する計画のため、「町田市公共下水道における下水排除基準」に適合させることになります。

騒音・振動、臭気にかかる法や条例等の規制値は、時間帯や用途地域によって異なります。

詳細については、それぞれの項目で、説明していきます。

表-1 公害防止基準値（既存施設）

協定書 <1984年：(昭和59年)締結>	
排ガス	ばいじん 0.03 g/m ³ N、硫黄酸化物 20ppm 窒素酸化物 150ppm、塩化水素 80ppm
排水	都公害防止条例
騒音	敷地境界 8～19時 45ホン 19～8時 40ホン 注：騒音の単位について、現施設の協定締結時は、騒音の単位が“ホン”でしたが、1992年計量法の改正により、騒音の単位（音圧レベル）は“デシベル”に変更されました。 単位の換算関係は、1ホン = 1デシベル(dB)
振動	敷地境界 8～20時 60dB 20～8時 55dB
臭気	敷地境界で、悪臭防止法に定める規制基準

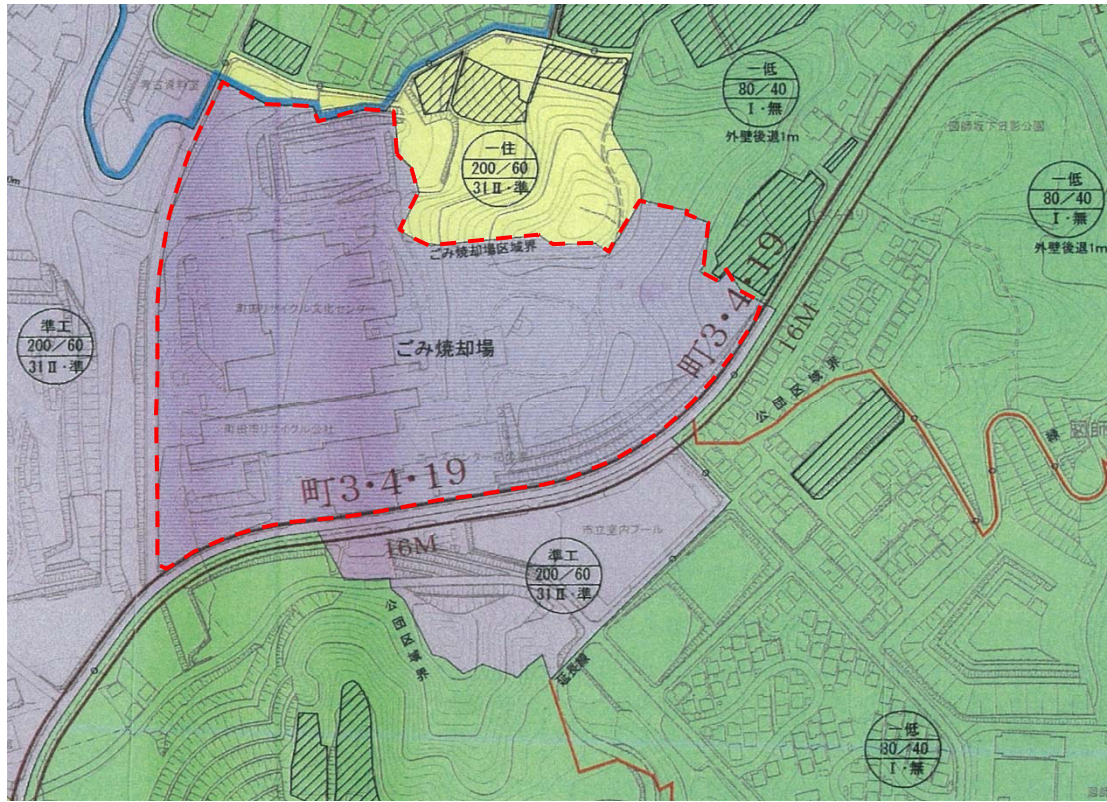


図-1 用途地域図 詳細

1. 騒音について

騒音とは、人が聞いて「好ましくない音」の総称です。

町田市では、騒音規制法及び東京都環境確保条例に基づき、用途地域ごとに騒音に関する基準値が定められています。

騒音の規制は、計画地の敷地境界線で設定されており、デシベル（dB）という単位で表現されます。

以下に、規制値と目標値(案)を表記します。

表-2 騒音の規制値と目標値（案）

	規制値	目標値(案)	
騒音	敷地境界	敷地境界	
	東側(第1種低層住居専用地域:第1種区域)	8~19時 45dB以下 19~8時 40dB以下	8~19時 45dB以下 19~8時 40dB以下
	北側(第1種住居地域:第2種区域)	8~19時 50dB以下 19~8時 45dB以下	
	西側(準工業地域:3種区域)	6~8時 55dB以下 8~20時 60dB以下 20~23時 55dB以下 23~6時 50dB以下	

騒音レベルの目安

図-2に、騒音レベルの目安を示します。

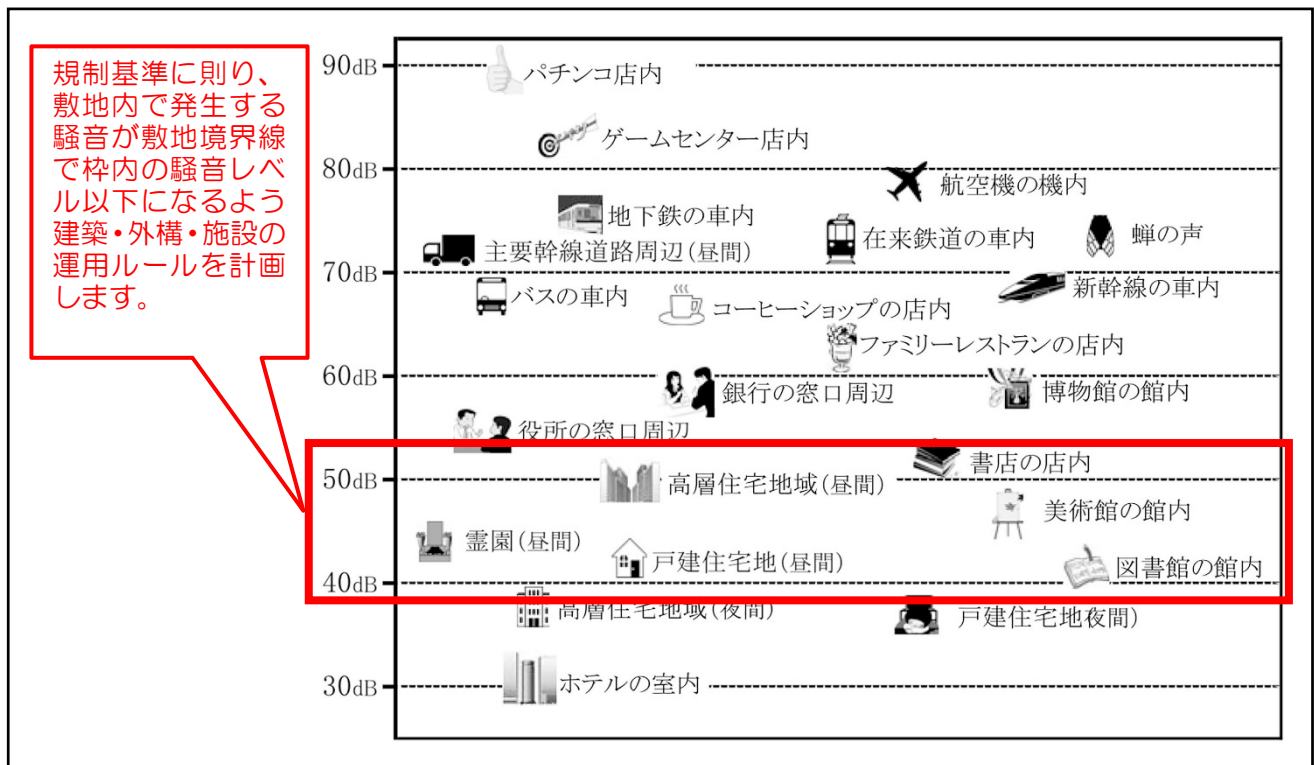


図-2：騒音レベルの目安（都心・近郊用）

出典：国立環境研究所 全国環境研協議会 騒音小委員会作成資料

2. 振動について

振動とは、地盤から建物、人に伝わり日常生活に影響を及ぼす揺れ（地盤振動）のことをいいます。

町田市では、振動規制法及び東京都環境確保条例に基づき、用途地域ごとに振動に関する基準値が定められています。

振動の規制は、計画地の敷地境界線で設定されており、デシベル（dB）という単位で表現されます。













以下に、規制値と目標値(案)を表記します。

表-3 振動の規制値と目標値（案）

	規制値	目標値(案)
振動	敷地境界 東側、北側（第1種低層住居専用地域、 第1種住居地域：第1種区域） 8～19時 60 dB 以下 19～8時 55 dB 以下 西側（準工業地域：第2種区域） 8～20時 65 dB 以下 20～8時 60 dB 以下	敷地境界 8～19時 60 dB 19～8時 55 dB

振動レベルの目安

図-3 に、振動レベルと振動の影響の目安を示します。

振動の影響 ^{※1}	振動レベル ^{※2}	苦情件数 ^{※3}		気象庁 震度階級	人の体感や周辺の状態
		10	20		
 90dB	90~95dB			震度4 (中震)	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 すわりの悪い置物は倒れることがある。
	85~90dB				
 80dB	80~85dB			震度3 (弱震)	棚にある食器類が音を立てることがある。 屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる。
	75~80dB				
 70dB	70~75dB			震度2 (軽震)	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。 屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。
	65~70dB				
 60dB	60~65dB			震度1 (微震)	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
	55~60dB				
 50dB	50~55dB			震度0 (無感)	人は揺れを感じないが、振動計には記録される。 (約 50dB が、住居内で振動を認識できる限界値とされている。)
	50dB 未満				

規制基準に則り、敷地内で発生する振動が敷地境界線で枠内の振動レベル以下になるよう建築・外構や施設の運用ルールを計画します。

※1 東京都が公表している資料を引用
 ※2 振動レベルは敷地境界付近での実測値
 ※3 平成15年度に実施した振動苦情に関する全国自治体アンケート結果

図-3：振動レベルと振動の影響の目安

出典：「よくわかる建設作業振動防止の手引き」～振動低減へのアプローチ～
 (環境省環境管理局大気生活環境室)、「気象庁震度階」から引用加工

3.臭気について

臭気とは、くさいにおいや、いやなにおいのことを言います。

臭気は、悪臭防止法及び東京都環境確保条例に基づき規制されています。工場・事業場からの悪臭は、悪臭防止法に基づき、規制を受ける地域ごとに基準値が定められています。

臭気は、計画地の敷地境界線で設定されており、町田市では、人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化する“臭気指数”を用いて、臭気の規制を行なっています。この方法では、色々なにおいが混じった複合臭や特定悪臭物質以外の物質によるにおいについても評価し、規制することができます。

以下に、規制値と目標値(案)を表記します。

表-4 臭気の規制値と目標値(案)

	規制値	目標値(案)
臭気	敷地境界 東側、北側、(第1種低層住居専用地域、 第1種住居地域：第1種区域) 臭気指数 10以下 西側(準工業地域：第2種区域) 臭気指数 12以下	敷地境界 (単位：なし) 臭気指数 10

臭気の日安

図-4 に、臭気の日安を示します。

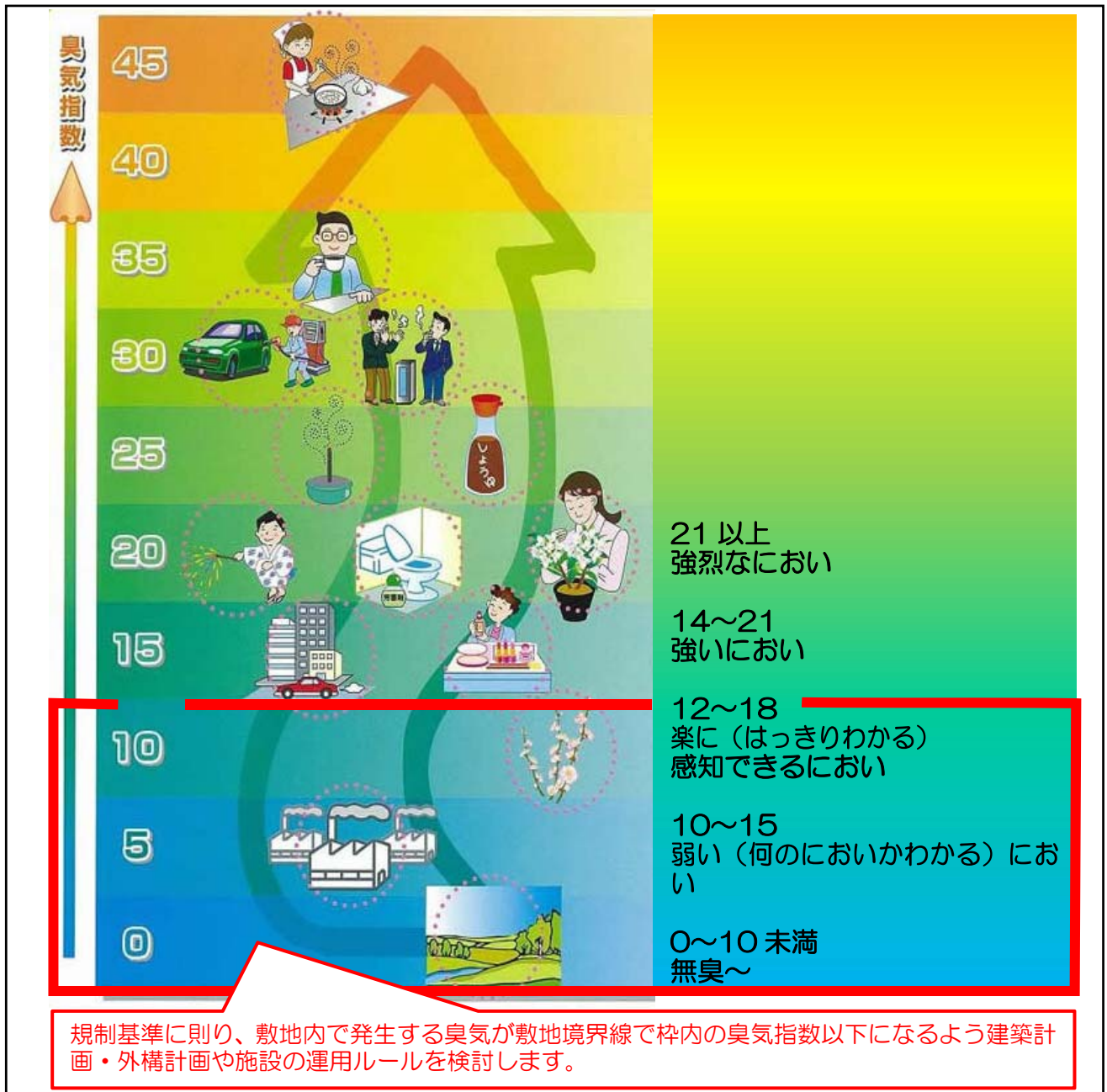


図-4：臭気指数の日安

出典：「臭気指数規制ガイドライン」（平成13年3月 環境省環境管理局）および「臭気指数のめやす」（環境省）から引用加工